

報告番号	甲 乙 第	号	氏 名	根本 彰
主 論 文 題 名：				
教育改革のための学校図書館				
(内容の要旨)				
本研究は、日本の戦後教育における教育課程ならびに教育方法において学校図書館がどのように位置付けられてきたのかを明らかにするために、占領期以降の教育改革の歴史と現在の議論を整理することに加えて、教育改革が国際的な流れのなかで生じていることを踏まえて、現在・将来の教育改革において日本の学校図書館とその専門職員制度の在り方について論じたものである。 全体は4部10章構成になっている。 第Ⅰ部 戦後の出発点の確認 第1章 戦後学校図書館制度成立期研究の現状 第2章 占領期における教育改革と学校図書館職員問題 第3章 戦後教育学の出発と学校図書館の関係 第Ⅱ部 教育改革と学校図書館 第4章 学校図書館における「人」の問題 第5章 教育改革と学校図書館の関係を考える 第6章 教育改革と学校図書館制度確立のための調査報告 第Ⅲ部 外国の学校図書館と専門職員制度 第7章 フランス教育における学校図書館 CDI 第8章 米国ハワイ州の図書館サービスと専門職養成システム 第Ⅳ部 日本の政策的課題 第9章 学校内情報メディア専門職の可能性 第10章 日本の教育改革の課題と学校図書館の可能性 【背景と目的】 学校図書館は、「図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、				

児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備」(学校図書館法第2条)である。

占領終了後まもない1953年8月に、世界で初めての学校図書館単独法と言われるこの法律ができた。すでに戦後新教育の熱は冷めつつある時期であり、それは設備としての学校図書館の義務設置は実現させたが、関係者の願いむなしく専門職としての司書教諭は名目だけで実質的には機能しないものとなった。このため、戦後しばらくの間、学校図書館は校舎の片隅に置かれて私費雇用の事務職員が運営を担当したり、児童生徒が「図書委員会」という名の自主管理をしたりすることで、かろうじて存在している読書資料コレクションに過ぎないものだった。現在に至るまでに制度改革の動きが何度かあり、1997年と2014年の2度の法改正によって、現在では司書教諭が12学級以上の学校に必置となり、さらに子どもの読書活動の推進に関する法律(2001年)などの影響もあって学校司書が制度化された。これにより高等学校では6割の学校に専任司書が配置されているが、小中学校では非正規職員が複数校を担当するのが一般的である。

ここでの問題は、法的に学校図書館が教育課程の展開に寄与することが明言されているにも関わらず、司書教諭と学校司書のいずれもがそのための職務を果たしえないままに二職種を養成する状況をつくりだしていることである。教員の校内分掌の職務の一つにすぎない司書教諭は本来の仕事をするのに見合う職務体制がとられている例はきわめて少ない。学校司書は、高校はいいとして、小中学校では非正規職員が複数校を兼務している状態である。学校司書が中心の学校図書館は、学校のなかで教育課程との関係が間接的になり、学校内で読書資料を提供する場になりがちである。

学校図書館法がつくられた背景には占領期の教育改革があった。当時、占領軍の指示の下で教育制度および教育課程を大きく変更した。とくに、学習者の学習経験を重視する経験主義教育が導入され、社会科の新設やコア・カリキュラムなどの教育課程の新しい動きがあり、そのなかに学校図書館の設置も含まれていた。しかしながら、冷戦体制下において教育政策が大きく転換するなかで学校図書館はほとんど無視されていたといえることができる。

現在の教育改革の考え方は、教育思想への変化やOECDの教育政策などの影響を受けて、かつての知識注入的な学習観から、構成主義的な知識観に基づき学習者が自ら「主体的、対話的で深い学び」を行うものに転換しつつある。構成主義はジョン・デューイの経験主義哲学にレフ・ヴィゴツキーやジャン・ピアジェの認知的学習理論を加えてつくられたもので、この考えに基づいて、学校および教員はカリキュラムマネジメントを行うことが推奨され、教育評価も構成主義を前提としたものに変化しつつある。2020年の入試改革もこの線で行われていたはずである。とすれば、学校図書館を教育課程に位置付けるための打開の道はこの教育改革の方向と共通するものである。

学校図書館が本来教育課程に資することを第一の任務としていたのにもかかわらず、こうした状況のなかで教育課程との関係がうまくつくれなかった理由が何なのか、それを打開する方策があるのか、望ましい職員体制はどういうものなのか、これらを解明することが本研究の目的である。

【方法】 本研究ではこの目的のために複数の方法を用いて多面的にアプローチしようとしている。第一に、歴史的方法である。とくに、学校図書館の考え方がスタートし、学校図書館法となって制度化されていった経緯を詳しく明らかにする。その際に、先行研究がアメリカの学校図書館の影響関係を中心に見ていたのに対して、本論文では日本の教育関係者、学校での取り組みを中心に見ていくことにする。第二にその後の議論を教育改革という文脈に沿って整理するとともに、いくつかの現地調査を踏まえて学校図書館が学校教育においてどのような位置付けにあるのかを明らかにする。第三に、日本の教育改革が国際的な教育改革の状況を反映しながら行われていることを、とくにフランスとアメリカの事情との比較を通じて明らかにしていく。最後に、以上の研究成果を再度まとめ直し、制度改革についてのすでに行われている提言を踏まえた上で、現状にあった構想を示す。

【得られた成果】 第1部では第二次大戦後初期（1945年から1950年代まで）の学校図書館史を明らかにした。

そのなかで第1章では、先行研究を確認するために研究全体のレビューを行い、戦後の出発点における学校図書館の立ち位置を探っている。教育史の研究成果を参照して、これまでの研究が占領初期にはアメリカ教育の影響下で制度改革、教育課程・教育方法の改革が行われていたが、1950年前後を境にして改革の熱が冷め、かつての知識注入的方法による系統主義的な教育課程に戻った状況があったことを確認した。学校図書館史の先行研究では、この時期に、占領軍の指示のもとに学校図書館政策を発動している事情が明らかにされ、また、学校現場のカリキュラム運動のなかで学校図書館の導入を行っていた事例が少なくなかったことを確認した。

第2章は、学校図書館法成立の裏側でとくに学校図書館を担当する職員についての議論がどのようなものであったのかについて論じている。当時の文部省の担当者が残した一次資料に基づいて、担当者が占領軍の指示を積極的に受け止め、教育行政担当者や大学の教員養成担当教員をはじめとして、学校図書館設置と学校図書館資料を用いた授業展開についての研修会を全国で開催するようになった事情や、学校図書館法の法案策定過程では専任司書教諭配置も含めた人的措置を検討していた経緯、そして成立した学校図書館法では教員の兼務を前提とするものによって変わっていった事情について明らかにし

た。そしてその変化の背景には、学校図書館法は文部省が用意したものではなく、社会党（右派）の議員を中心とする議員立法によって発議されたことがあり、財政当局から司書教諭配置のための財源不足が指摘されていたことと、新しい教員養成制度が始まっているのに司書教諭を教諭として養成することを文部省が嫌ったことがあったとした。

第3章は、学校現場と教員養成に関わる教育学担当者が学校図書館設置および職員配置についてどのように対応しようとしたのかを分析している。これまで戦後初期の教育改革において学校図書館の動きは学校教育関係者には無視されていたと考えられがちだったが、実際には、文部省が研究指定校としたいいくつかの学校での実践事例があったし、教育学のなかでもこれを教育改革の要素のひとつとしてとらえようとする動きがあったことを明らかにした。とくに東京学芸大学附属世田谷小学校はその拠点として「図書館教育」を掲げて教育単元を構築しており、同校を中心としての実践事例を記述した図書が多く出版されている。「図書館教育」を指導した東京学芸大学教授阪本一郎や、雑誌『図書教育』の刊行・編集に関わった城戸幡太郎（北海道大学初代教育学部長）らの思想や活動を分析し、合わせて言語教育や視聴覚教育など関連領域も含めて、この当時のカリキュラム運動には学習者の「間接経験」を重視する考え方が含まれていたことを明らかにした。これが1950年代後半になると、学習指導要領の改訂が行われて、視聴覚教育は継続するが学校図書館については文部省の後押しがなくなり、教育関係者は離れていったことも分かった。

第II部はその後の教育改革の動向と学校図書館の関係についていくつかの視点からまとめている。

まず、第4章は、戦後教育において学校図書館の職員問題がどのように展開したのかについて概観している。学校図書館法の成立によって制度的に成立した司書教諭の資格であったが、「当分の間置かないことができる」という附則が撤廃されたのが1997年の法改正時でその状態が40年以上続いた。資格自体も講習会で4科目8単位を取得すればとれるものであり、さらには学校図書館勤務者には減免措置があるので、実質的に1科目2単位の受講で資格取得ができるものであった。この間、都道府県によって専任司書教諭を配置したところがあったが、学校現場の状況と合わずに継続できなかった。1997年の法改正によって、12学級以上の学校には必置となり、講習だけでなく大学での開講が可能となり、単位取得の減免措置も見直された。しかしながら、2014年の同法改正ではこれまで法的には認知されていなかった学校図書館に配置されている職員を学校司書という職名で呼ぶことになり、学校図書館という小さい職場に二職種が関わることになった。

第5章では、とくに1998年、2008年改訂の学習指導要領が国際的動向を踏まえて経験主義的なものに変化しつつあったことにかかわって、学校図書館との関係をどのよう

に考えるのかについて各論的に述べている。この時期の教育課程の議論の背景には OECD の PISA（生徒の学習到達度調査）で日本の 15 歳時の生徒たちの成績がふるわなかったことがある。政策的には、学習指導要領を 10 年のルーティンを変えて 2003 年に全面的に見直し、「ゆとり教育」の見直しが行われた。しかしながら、本章では学力とは何なのか、それがリテラシーや読解力とどのような関係になるのかの本質的な議論が欠如していること、また、PISA が依拠する学力観を否定して旧来の学力観を強調する考え方に対しての批判を行っている。

第 6 章では、5 章を受けて、新しい学力観に基づく学習を可能にする方法である探究型学習の可能性を二つの調査を通じて検討した。まず、戦後の学習指導要領の変遷を概観して徐々に系統主義教育から経験主義教育への移行が見られることについて述べている。そして、経験主義教育の方法の一つである探究型学習を実施している 4 つの公立高等学校への現地調査を行い、どのような特徴があるのかについてのケーススタディを行った。調査を行なった学校はそれぞれの教育課程のなかで学校図書館の位置付けは見られたが、とくに京都市立堀川高校は 2 学年までの探究型学習において学校図書館は重要な拠点となっていた。また、この探究型学習と 3 学年における系統学習をうまく組み合わせることによって高い進学実績を上げていた。

次に、図書館振興財団が実施している「図書館を使った調べる学習コンクール」の効果調べるために、その最終選考の参与観察、選考委員へのインタビュー、受賞者への質問紙調査、地域の学校を挙げてコンクール参加を後押ししている千葉県袖ヶ浦市教育委員会への訪問調査を行なった。これにより、コンクールが教員および児童生徒にとって探究型学習を実施する動機付けとなることや、多数の入賞者を出す学校ないし地域における学習カリキュラムへの位置付けや指導方法を普及させることの重要性を指摘した。第 III 部は、フランスとアメリカの二カ国を取り上げて学校図書館およびその職員養成制度の現状について記述している。

第 7 章ではフランスの教育事情のなかで学校図書館が推進されたのは比較的新しく 1990 年代以降であることを述べた。フランスは哲学教育を組み込むなど徹底した主知主義の中等教育課程を実施してきたが、1980 年代末からのジョスパン改革において、個別課題学習（TPE）など探究型の学習を積極的に導入することで教育方法に学習者が自ら学ぶ要素を付け加えた。このときに、中等教育の学校に学校図書館（CDI）を義務設置し、ドキュメンタリスト教員（PD）と呼ばれる日本の司書教諭にあたる教員を配置する制度改革を行なった。PD の養成は高等教育の教員養成課程における教科教員養成と同じ位置付けで実施されるようになった。フランスの事例は、21 世紀の学校教育をにらんだ教育改革において、学校図書館およびそのための専門職員導入が積極的に導入されたことを示している。

第8章ではアメリカ合衆国ハワイ州の図書館とその職員養成の全体像を示すことを目的にしている。州ごとに異なるアメリカの図書館制度ではあるが、図書館員養成はアメリカ図書館協会（ALA）の認定基準に基づいて大学院修士課程で行われる。ハワイ州は太平洋の軍事基地となった20世紀なかばに連邦政府の資金が導入されやすくなり、図書館整備は急速に進んだ。この章では全米の状況と比較しながら大学図書館、公共図書館、学校図書館の館種ごとの整備状況について述べた。またハワイ大学マノア校（UHM）での図書館員養成の実態を述べた上で、とくに学校図書館については州政府教育庁が示す養成基準に基づいた追加の科目が課されていて、そこを修了することと教員免許をもっていることが要件になっていることを示した。

第IV部は、これまでの議論を踏まえて全体のまとめを行うとともにとくに職員養成について今後の課題を論じる。

第9章は、日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究A）に基づいて行われた図書館情報学教育の再編成（LIPER）共同研究プロジェクトの一環で、筆者も加わって学校図書館班が実施した研究を紹介するものである。LIPERそのものでは、大学院での専門教育の実施も見越して図書館館種の違いを超えた基礎的な共通科目をコア領域におき、それを学んでから館種別の情報専門職の領域を学ぶことになっていた。学校図書館専門職を養成するための「情報専門職（学校）」はその一つであり、学校図書館の運営およびサービスを担うだけでなく学校における情報教育を担うメディア専門職と位置付けるものである。この構想をつくるために学校図書館班では従来の司書教諭、学校司書についての議論を整理するだけでなく、情報教育や教育工学の専門家5人にインタビューを行って成案をつくっている。これを本章では学校内情報メディア専門職と言い換えて、その可能性について改めて論じている。

最終10章は、第I部で述べた戦後初期の政策形成、議論、実践の歴史、第II部で述べたその後の学校図書館の位置付けと教育改革における学校図書館の課題についての議論、第IIIで述べたフランスとアメリカ・ハワイ州の教育制度における学校図書館の位置付けと教育改革との関係、そして第IV部第9章で述べたLIPER学校図書館班での学校図書館情報メディア専門職の提案を踏まえて、新たな考察を加えて論じ直したものである。その内容については次の【結論】のところで述べる。

【結論】

本研究が達成したこととして次の3点が挙げられる。第一に、これまで戦後の学校図書館制度の全体を日本の現代教育史および国際的な動向との関係において把握しようとした研究は皆無であるなかで、これに初めて取り組み、学校教育と学校図書館とを結びつけて相互の関係を構造的に論じたことである。第二に、学校図書館制度の在り方は国

際的な教育改革の反映であることを示し、日本の場合にそれが十分に反映されていないことから、今後、学校図書館を発展させる余地があることを示したことである。第三に、学校図書館の職員制度に関しても、国内の問題点を分析し国際的な動向を反映させた提言を行ったことである。以下、簡単に振り返っておく。

世界的に見て教育方法および教育課程は、知識に関する伝達主義の伝統的モデルから構成主義モデルへと変化しつつあり、欧米では 20 世紀のうちにそれが進展した。OECD やユネスコのような国際機関はそれをさらにグローバルに展開しようとしている。PISA はその一翼を担うものである。この構成主義教育においては、読解リテラシーをはじめとする言語を介したリテラシーが重要な要素となっている。その起源をたどれば、知を獲得するための有力な方法として哲学的対話法を掲げる古代ギリシア哲学に遡ることができる。この言語論的前提において一貫して重視されるのは、学び手が講義を聞き自分で読み書き議論する行為を通して、自分自身の考え方をつくりだすことである。こうした学びを支えるものは、自らの経験を反復しながら知識として構成する際に参照する教育的な言語素材である。言語素材は現在では教材としての教育メディアと呼ばれるものであるが、これを制度的に提供する仕組みが必要である。だからそのための有用な教育装置として学校図書館が存在し、そこには学び手に教育的に媒介する専門職員が必要である。

本研究で検討してきたフランスの中等教育の学校では一校につき一〜二名の司書教諭にあたる専任職員が配置されている。アメリカのハワイ州では基本的に学校司書一名と補助的職員一名が配置されている。フィンランドは専門の司書が配置された公共図書館が学校図書館の役割も果たすのが一般的である。また、国際バカロレア（IB）においても、学校図書館を制度化することが基本になっている。

他方、日本では、占領下の教育改革の際に言語教育や経験主義的教育方法が検討され、学校図書館についても一部の学校で積極的に研究されたし、文部省も専任司書教諭の導入も含めて制度化を検討した形跡がある。だが、占領の終了と冷戦体制の開始を背景とした 1955 年体制下の揺り戻しにより、教育課程行政は系統主義を前提とするものに戻され、学校図書館法は成立したが、その実質的制度化はきわめて限定されたものになった。

文部（科学）省の学習指導要領においては 1980 年代以降、たびたび経験主義的な総合学習や探究型学習の導入が行われるが、そのたびに学力低下を理由とする批判にさらされて、安定して続けることができなかった。ただ、専門的職員を置いて学校図書館を教育課程に組み込みながら探究型の学習活動を進めた学校は少数ではあったが存在している。探究型学習を実施している学校で教育効果が上がっているという報告はあるし、地域全体で探究型学習を政策的に実施している自治体においてもプラスの効果を指摘す

る人は多い。その効果は、自分を表現する力や集中力や意欲、自己肯定感などの側面で見られるし、上級学校への進学実績に結びついているとの声もある。

その後の学校図書館法の改訂により、司書教諭の 12 学級以上の学校への義務的配置が制度化され、学校司書の法的認知が進んでいる。1960 年代から 70 年代には都道府県によっては専任司書教諭を配置したところもあったがうまくいかなかった。それでも私立学校には専任司書教諭が配置されているところがあるし、公立高校では専任司書を配置している学校は多い。それ以外は、実質的な勤務体制がつくられていない司書教諭と、非正規職員が多い学校司書の組み合わせによる職員体制では教育制度として中途半端である。

以上のような学校図書館に対する歴史、国際状況、教育改革の現状についての認識に基づき本研究の結論をまとめる。まず、19 世紀末から 21 世紀初頭にかけての国際的な教育改革は学習者に知識や技能を注入する考え方から、さまざまな学習資源をもとにして学習者が自ら知識を構成する考え方への転換があった。欧米各国はこの流れのなかで探究型の学習を積極的に導入し、学校図書館の整備や専門職員の配置も行われた。本研究で取り扱ったアメリカでは 1950 年代末から 70 年代にかけて、そしてフランスでは 1980 年代末から 1990 年代にかけて、こうした教育改革が行われた。それに対して、日本では 1940 年代末から 50 年代の戦後教育改革の時期に一時的に導入されようとしたが占領政策の変化によりうまくいかなかった。その後 1980 年代以降の学習指導要領改訂によってその考え方が導入され、2018 年学習指導要領改訂では入試改革とあわせて大規模な教育改革が行われようとしているが、学校図書館専門職員の導入については不十分である。

最後に、構成主義的な学習を支援するのに必要な学校図書館専門職員の養成について、4 つのタイプの可能なプランを示した。プラン 1 は、現状の司書、司書教諭と学校司書を統合したものであり、プラン 2 は LIPER 学校図書館班の議論にあった学校内情報メディア専門職の実現である。プラン 3 はアメリカのスクールライブラリアンのような司書養成をベースとして科目を追加するものであり、プラン 4 はフランスのように教員養成において教科教育と同様の枠で養成するというものである。これらはいずれも構想段階にすぎず具体的な展開は今後にもちこされる。最後に学校図書館を教育改革に位置付けるのは長期的な展望の下に行うべきことを述べた。

【本論文の限界と残された課題】本研究は、過去 20 年間におりおりの機会に触れて学校図書館を取り上げて研究し論じてきたことを新たな視点でまとめ直したものである。まとめ直すにあたって 2 点の困難な点があった。

ひとつは第 I 部の歴史的に検証可能な時期と第 II 部以降で扱ったその後の動的に変動

する時期との関係をどのように捉えるかということである。その際に、経験主義・構成主義教育とそれらに基づく探究型学習という補助線を入れ、これが国際的な教育改革の動向に基づいていることを示すことで一貫性を担保しようとした。しかし、この補助線はまとめと最終章を書く際に導入したので、第Ⅰ部や第Ⅱ部の記述には十分に取り入れられていない。そうした国際的な視点からの教育史研究もほとんど行われていないことから、全体としてどのような説得力をもちえたかについては不安がある。

もうひとつは、執筆の間にも2度の学習指導要領の改訂を経験し、その間の経済社会状況の変化を受けて教育改革を考えるのに単に学習者の「能力を高める」という視点だけではすまず、それが学力の定義とそれが社会的にどのような分布を示しているかについて考慮することが必要になってきている。端的に言えば、新しい能力を定義するとそれが新たな格差を生み出すのではないかという議論の必要性である。変化を取り込みながら記述することに心がけたが、全体としては教育課程との関係を中心に論じるにとどまり、そうした社会学的な考察が不足している。

今後の課題としては、第一に、本研究が示唆するものが学校図書館現場とどのような関係にあるのかを明らかにすることである。本研究が扱っているのはナショナルなレベルでの教育言説のフィールドであって、学校図書館現場への言及は最低限のものに留められている。理論研究とはいえ、現場あって成り立つものであるから、今後は学習者・利用者、担当教職員、中央・地方の教育行政担当者、地域の関係者などを対象にした研究が不可欠である。第二に、学校図書館を用いた探究型学習とそれを導く学習理論の構築を行うことが必要だろう。これについては、第10章で一部論じているが、西欧社会のロゴスをベースにした言語とそれを基にした探究というモデルを日本的なコンテキストでどのように展開できるかが問われる。第三に、教育行財政的な検討の必要性である。本研究は、すでに「設備」として必置になっている学校図書館を、人を配置した「施設」あるいは「教育装置」に展開することで教育効果があがるとしている。しかしながら、戦後の学校図書館法制定時に、人の配置に膨大な費用が必要であることから先送りにされた。いずれそれと同様の政策判断が必要になるとすれば、どのような雇用条件の人をどのように配置するのが今後の検討課題として残されている。

Thesis Abstract

No. _____

Registration Number:	☐ "KOU" ☐ "OTSU" No. _____ *Office use only	Name:	AKIRA NEMOTO
Title of Thesis: The School Library for Education Reform			
Summary of Thesis: The purpose of this study is to report an organized history and current discussion of post-occupancy education reform in order to clarify how the school library has been positioned in the curriculum and methods of postwar education in Japan. Since educational reform is occurring as an international trend, we discuss current and future educational reforms needed among Japanese school libraries and their professional staff systems. The whole is composed of 4 parts and 10 chapters: Part I Confirmation of the starting point after the war Chapter 1 Current status of postwar school library research Chapter 2 Education reforms and school library staff problems during the Occupation Period Chapter 3 Relationship between the departure of postwar education and the school library Part II Education reform and school libraries Chapter 4 Staffing problems in school libraries Chapter 5 The relationship between education reforms and school libraries Chapter 6 Survey reports on education reform and the establishment of a school library system Part III Foreign school libraries and professional staff systems Chapter 7 School library CDI in French education Chapter 8 Library services and the professional training system in Hawaii, U.S. Part IV Policy issues in Japan Chapter 9 Possibility of school information media professionals Chapter 10 Education reform issues and the future of school libraries in Japan In August 1953, shortly after the end of the occupation by the GHQ/SCAP, the School Library Act, which was said to be the world's first school library law, was enacted in Japan. Although the fever of postwar educational reforms had already been cooling down, it established school libraries as facilities without professional librarians, which the people hoped would function effectively. During the 20th century, school libraries were placed in the corners of school buildings, managed by privately hired clerical staff or by the children themselves under the title of "library committee." These libraries were just collections of reading materials. There have been several reforms to date including legislative revisions twice in 1997 and 2014, and			

teacher librarians are now required in schools with more than 12 classes. School librarians have been institutionalized due to the influence of the Children's Reading Activity Promotion Act (2001). As a result, full-time librarians are assigned to 60% of high schools, but non-regular staff are generally working for multiple libraries concurrently at elementary and junior high schools. The difficulty here is that both teacher librarians and school librarians are assigned to perform their duties in schools despite the legal statement that the school library contributes to the development of the curriculum. Since the role of teacher librarian is only one of many school duties for teachers, there are very few examples supporting that this duty system is effective. School libraries, supported by school librarians, tend to just provide reading materials within the school because of the indirect relationship with the school curriculum.

The results of this study are summarized based on the history of school libraries, the international situation, and the current state of education reform.

First, through international education reforms that took place from the end of the 19th century to the beginning of the 21st century, there was a shift from the idea of injecting skills and knowledge into learners to the concept that students themselves compose their knowledge based on various learning resources. Aligned with this trend, Western countries actively introduced exploratory learning methods, maintained school libraries, and assigned professional staff. Educational reforms were made in the United States from the late 1950s to the 1970s and in France from the late 1980s to the 1990s. On the other hand, in Japan, there were temporary similar efforts during postwar reform era of the late 1940s and 1950s, but they failed due to changes in occupation policy. After that, the idea was introduced through revisions to the MEXT course of study in the 1980s. These efforts have been unable to achieve a staff of professional librarians at school libraries.

Some hold that written language is not only a tool to convey knowledge but also useful for acquiring knowledge, and the library is a place for mastering such tools. On the other hand, what was written in Japan and other countries that have been affected by Chinese cultural influences was a canon, and the tendency was to accept it unconditionally. In the traditional educational approaches, students only need to be provided textbooks and reference books that contain correct knowledge. This is the fundamental reason that the school education system has not been naturally linked to school libraries in Japan.

However, in recent years, the importance of constructivist learning, in which learners build their own knowledge, has been increasingly recognized in Japan. In order to carry out inquiry-based problem-solving learning through this reform, the Western concept of libraries is also required in Japanese schools. At the end of this paper, we present four model plans for assigning school library specialists to achieve the goal of strengthening staffing in Japanese school libraries.